

# 世界唯一の「交代式」コンドミニウムとしての会議島

- 1 はじめに
- 2 フランス王室とスペイン王室の社交場としての会議島
- 3 1856年12月2日の国境画定条約によるコンドミニウムとしての法的地位の決定
- 4 1901年3月27日の管轄権行使に関する協定による「交代式」コンドミニウムとしての法的地位の決定
- 5 おわりにかえて



中谷 和弘

(東京大学大学院法学政治学研究所教授)

## 1 はじめに

河川の中にある島(中州、川中島)<sup>1</sup>であっても深刻な領土紛争になることがあることは、中ソ国境にあるウスリー川にあるダマンスキー島(珍宝島、0.74km<sup>2</sup>)の領有をめぐる1969年3月2日に中ソが軍事衝突をした事件からも明らかである<sup>2</sup>(結局、同島は1991年5月16日の両国間の国境条約において中国領となった)。現在でも、ウルグアイ川にあるBrazilian Islandにつきブラジル及びウルグアイが、マモレ川にあるIlha de Guajará-Mirim (Isla Suárez)につきブラジルとボリビアが、領有権を主張し、またダニューブ川にあるIsland of Šarengrad及びIsland of Vukovarはクロアチアとセルビアが領有権を争っている<sup>3</sup>。逆に両国とも領有権を主張

1 河川の中にある島は、その性質上、国連海洋法条約121条にいう「島」ではない。

2 珍宝島の領有をめぐる中ソの武力衝突につき、石井明「珍宝島事件に関する一考察」『衛藤藩吉先生古希記念論文集 20世紀アジアの国際関係 I 中国の社会と国際関係』(原書房、1995年)99-117頁。

3 Sean D. Murphy, *International Law relating to Islands* (Brill, 2017), p. 148.

していないGornja Sigaと呼ばれるダニューブ川の中州については、チェコのVít Jedličkaが「リベルランド共和国」の独立宣言をした<sup>4</sup>。

また、国際裁判において河川の中にある島の領有権が争われたこともある。①ナミビアとボツワナの間でChobe河にあるKasikili/Sadudu島の領有が国際司法裁判所において争われ、1999年の判決では、ボツワナ領である旨判示した。②コスタリカとの国境地帯でのニカラグアの行動の合法性が国際司法裁判所で争われ、2015年の判決では、San Juan河にあるPortillos島がコスタリカ領である旨判示した<sup>5</sup>。

他方で、当然のことながら領土紛争とは無縁の中州も存在する。本稿で紹介する会議島(Ile de la Conférence)はその1つである。会議島が特別な存在であるのは、フランスとスペインのコンドミニウム(共同領有)<sup>6</sup>であるばかりか、両国が同時に主権を行使するという通常のコンドミニウムではなくて、半年毎に主権が入れ替わるという世界唯一の「交代式」コンドミニウムだからである。さらに会議島は、世界最小のコンドミニウムであり、かつ現存するコンドミニウムの中で最古のものでもある。

以下、フランス王室とスペイン王室の社交場であった会議島の全般的特徴を紹介した上で、通常のコンドミニウムとなった1856年の条約及び当番式のコンドミニウムとなった1901年の条約について概観し、最後に若干の考察をしたい。

## 2 フランス王室とスペイン王室の社交場としての会議島

会議島は、フランス南西部(アキテーヌ地方)とスペイン北西部(バスク地方)の国境を流れるBidassoa河の下流にある中州である。フェザント島とも呼ばれ、英語ではPheasant Island、フランス語ではÎle des Faisans、スペイン語ではIsla de los Faisanes、バスク語ではKonpantzia

4 リベルランド共和国を国家承認したのはソマリランドのみだとされる。

5 Murphy, *supra* note 2, pp. 149-153.

6 コンドミニウムにつき、拙稿「コンドミニウムをめぐる国際法と外交」『実証の国際法学の継承(安藤仁介先生追悼)』(信山社、2019年)763-785頁。コンドミニウムになった島としては、New Hebrides島(1906年から1980年まで英国とフランスのコンドミニウム、現在はバヌアツ)とCanton島及びEnderbury島(1939年から1979年まで英国と米国のコンドミニウム、現在はキリバス)が知られており、樺太島も1855年乃至1867年から1875年まで日本とロシアのコンドミニウムであったと考えられる。なお、会議島については、同論文の777-778頁において簡単にふれた。

と表記される。面積は僅か6,820平方メートル(約2,066坪)である。

会議島はフランス王室とスペイン王室の社交の場であった。1659年11月7日に両国間の24年にわたる戦争を終結させたピレネー条約は会議島で締結された<sup>7</sup>。同条約ではフランスのルイ14世とスペインのフェリペ4世の娘であるマリー・テレーズの結婚についても規定された。ルイ14世とマリー・テレーズはこの時出会い、翌1660年6月7日にも同島で邂逅し、6月9日に結婚した<sup>8</sup>。

### 3 1856年12月2日の国境画定条約による condominiumとしての法的地位の決定

フランスとスペインの間では1853年11月7日に「ピレネーの境界画定のための混合委員会」が創設された。会議島の帰属の問題が初めて扱われたのは1854年6月2日からの会議においてであったが、主権の問題としてではなく、砂利等の採取により会議島が水没する恐れがあることへの緊急の対策の問題として議論され、まず両国が見張りを河岸において砂利の採取をしないように監視すること等で合意がなされた<sup>9</sup>。1855年5月18日からの第9回会合において、フランスが提示した国境画定条約案の中で会議島を condominium にすることが提案された。即ち、フランスは会議島に関する9条と10条を次のように提案したのであった。

「9条 両国に共通の多くの歴史的記念に関連する Faisans 島(会議島の名でも知られている)は分割されずに (par invidis) 両国に属し、中立を宣言される。同島での両国の住民による土・砂利の採取や家畜の牧養は禁止される。

10条 両政府は、共通の合意に基づき、Faisans 島を脅威にさらす破壊から保護するため、また、保全又は美化にとって有用と判断する作

7 ピレネー条約の内容及び交渉経緯につき、カリエール(坂野正高訳)『外交談判法』(岩波書店、1978年)177-178頁及び195-196頁の訳注参照。同条約ではフランスのルイ14世とスペインのフェリペ4世の娘であるマリー・テレーズの結婚についても規定された。

8 Jacques Laumosnier による同条約締結時及び1660年の邂逅時の絵画が Wikimedia Commons に掲載されている。

9 Luis Careaga, *L'île des Faisans ou de la Conférence* (Casa Editorial Orrier, 1932), pp. 7-8.

業の実施のため、適当なすべての措置をとる。」<sup>10</sup>

その後、1856年1月11日からの交渉においてフランスが提示した条約案においては、会議島の法的地位は9条と23条として次のように提案された。

「9条 Chapitellacoharia から Bidassoa 河の河口まで、河川の間線が両国の分割線となるが、諸小島の現在の国籍を変更するものではない。

Faisans 島は両国に半分ずつ (par moitié) 属し続ける。

23条 両国に共通の多くの歴史的記念に関連する Faisans 島(会議島の名でも知られている)は、半分はフランスに半分はスペインに属し続けるが、中立を宣言される。同島での両国の住民による土・砂利・牧草・木の採取や家畜の牧養は禁止される。両政府は、共通の合意に基づき、Faisans 島を脅威にさらす破壊から保護するため、また、保全又は美化にとって有用と判断する作業の共通の経費での (à frais communs) 実施のため、適当なすべての措置をとる。」<sup>11</sup>

1855年11月の条約案9条は condominium の提案であったが、1856年1月の条約案9条は分割の提案であり、根本的に異なるものとなった。後者の23条は前者の10条とほぼ同一であるが、共通の経費での実施を明記した点異なる。分割しながら共通の経費での実施をするというのは奇妙であり非論理的でさえあると指摘される<sup>12</sup>。

その後、1856年2月8日にスペインが対案を示し、交渉の結果、合意が成立した。最終的には、同年12月2日に Bayonne で開催された第15回会議において、両国は国境画定条約に署名した(スペインは1857年6月18日に、フランスは同年7月29日に批准し、批准書の交換は同年8月12日にパリで行われた)<sup>13</sup>。9条と27条が会議島について規定する。

「9条 Chapitelacp-arria から Bidassoa 河の河口まで、同河の主流の間線が両国の分離線を構成するが、このことは諸小島の現在の国籍を

10 Careaga, *supra note* 9, p. 10.

11 Careaga, *supra note* 9, pp. 11-12.

12 Careaga, *supra note* 9, pp. 12-13.

13 Careaga, *supra note* 9, p. 13.

変更するものではなく、Faisans 島は両国に属し続ける。

27条 両国に共通の多くの歴史的記念に関連する Faisans 島（会議島の名でも知られている）は、分割されずに（par indivis）フランスとスペインに属する。国境の各当局は、同島でなされるすべての犯罪を抑圧するため協調する。両政府は、共通の合意に基づき、Faisans 島を脅威にさらす破壊から保護するため、また、保全又は美化にとって有用と判断する作業の共通の経費での実施のため、適当なすべての措置をとる。」<sup>14</sup>

こうして会議島はコンドミニウムとなった。この段階では2か国が共同で「同時に」主権を行使する通常のコンドミニウムであった。それではどうしてその後、会議島は「交代式で」主権を行使する独自のコンドミニウムになったのであろうか。この点を次章において見ることにしたい。

#### 4 1901年3月27日の管轄権行使に関する協定による「交代式」 コンドミニウムとしての法的地位の決定

1877年5月21日、立入禁止の会議島に無断で入った5名の Handaye（フランス側の村）の若者がスペイン側によって身柄を拘束された。これに対してフランス側は釈放を要求した。フランスの駐スペイン大使である Chaudordy 伯爵は、同年6月11日の書簡において、1856年条約の欠缺を主張した。犯罪についての管轄権が規定されていないという欠缺である。これに関連して、Descades 公爵は、①フランス人の犯罪についてはフランスが、スペイン人の犯罪についてはスペインが管轄権を有する、②第三国国民の犯罪については犯罪行為を最初に確認した方の国が管轄権を有する、③フランス人とスペイン人が一緒に犯した犯罪については、当初の対応（les première diligence）をした方の国が管轄権を有する、④フランス人とスペイン人と第三国国民と一緒に犯した犯罪については、何らかの示談をする国が管轄権を有する、との提案をした<sup>15</sup>。これに対して、スペイン側は、フランスの提案に同意するが、密輸業者に

14 Careaga, *supra* note 9, p. 14. 同条約は、Clive Parry (ed.), *Consolidated Treaty Series*, vol. 116 (1969), pp. 85-94 にも掲載されている。

15 Careaga, *supra* note 9, pp. 26-27.

よる商品の荷下ろし等、予期されない場合が他にもあるとし、Bidassoa 河における鮭の漁獲の場合の管轄権と同様に、1年毎に管轄権を交代で（alternativement）行使することを提案した<sup>16</sup>。

その後、スペインの税関が Bidassoa 河を航行するすべてのフランス船舶に対して会議島に横づけよう求めたことをフランスが問題視して、スペインの税関は対応を修正したものの、この問題に関連してフランス内相は1878年1月9日に国務相に対して、犯罪者に対するフランスとスペインの交代での管轄権を主張した。スペイン国務院は、フランス大使の提案であろうとスペイン側の提案であろうと、国境画定条約27条に反するものではないことを確認した上で、フランス大使の提案は犯人が誰かを知っていることを前提とするものだが、犯行の現場をおさえられなかった場合や知らなかった場合には、犯行を暴くため最初の捜査をしなければならないのはどちらの国かという問題が生じるとして、交代で管轄権行使をする方が好ましいとした<sup>17</sup>。こうしてスペインは正式にフランスに対して一定期間毎に会議島に対する管轄権の行使を交代することを提案した。

この問題に関する外交交渉はその後中断したが、1899年5月4日から再開され、同年10月25日にスペイン代表の Arcentales 伯爵は会議島での犯罪に対する管轄権について次のような条文を提案した。

「1条 Faisans 島内でフランス市民によって犯された犯罪又は不法行為の場合には、犯人又は不法行為者はフランスの裁判所によって裁判がなされる。

2条 犯人又は不法行為者がスペイン臣民の場合には、当該者はスペインの裁判所によって裁判がなされる。

3条 犯人又は不法行為者がフランス人でもスペイン人でもない場合には、同島における警察権及び管轄権が当該時点で（momentanément）帰属する国籍の裁判所によって当該者は裁判がなされる。

4条 Faisans 島における警察権及び管轄権はフランスとスペインによって交代で（tour à tour）6か月毎に行使される。最初の6か月にど

16 Careaga, *supra* note 9, p. 27.

17 Careaga, *supra* note 9, pp. 27-28.